

## 公益社団法人新潟県農林公社 地上レーザースキャナ OWL (アウル) 貸付要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益社団法人新潟県農林公社（以下「公社」という。）が新潟県から貸与された地上レーザースキャナ OWL (AME-OL106 型) の貸付について必要な事項を定め、スマート林業の普及促進に寄与することを目的とする。

### (対象機械)

第2条 貸付対象機械は、別表1に掲げる OWL 本体及び付属品、並びに解析用ノート型パソコン及び解析用ソフトウェア (OWL Manager)、付属品1式 (以下「計測器」という。) とする。

### (貸付対象者)

第3条 計測器の貸付対象者は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき新潟県知事が認めた認定林業事業者及び新潟県内に事務所を置く林業事業者等とする。

2 森林調査効率化やスマート林業の普及促進に係る研修等を目的として、公的機関及びそれに類する団体において使用する場合は、別途協議に基づき公社代表理事（以下「代表理事」という。）が貸付を決定する。

### (使用責任者)

第4条 借受者は使用責任者を定めるものとする。

2 使用責任者は使用現場に常駐し、常に計測器の状況を把握するものとする。

### (使用申請)

第5条 貸付を希望する者は、貸付希望日の2週間前までに使用申請書(別記第1号様式)を代表理事に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定に基づき協議する場合は、前項の規定に準ずるものとし、使用申請書を使用協議書として協議するものとする。

3 前項の規定は、以下の規定においても同様とする。

### (貸付の承認)

第6条 代表理事は、使用申請書または使用協議書を受領し、これを審査し適当と認めるときは使用承認書(別記第2号様式)により当該使用申請者(以下「申請者」という。)または使用協議者(以下「協議者」という。)に通知するものとする。

2 前項の承認をする場合において、条件を付することができる。

### (申請内容の変更)

第7条 貸付承認後、申請または協議内容に変更の必要が生じたときは、事前に使用変更申請書(別記第3号様式)を代表理事に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の内容変更を承認したときは、使用変更承認書(別記第4号様式)により申請者または協議者に通知するものとする。

(貸付期間)

第8条 貸付期間は1回あたり20日間を上限とし、別記第2号様式に記載の「貸付期間」の開始日から起算する。

(利用料)

第9条 計測器の利用料は、別表2に定める1回当たりの利用料もしくは1日単位での利用料とする。

2 公的機関の使用で代表理事が認めた場合は、使用料を減額することができる。

(利用料の納付)

第10条 計測器の利用料は、貸付期間終了後、申請者または協議者に請求する。

2 申請者または協議者は、前項の請求があった場合は、請求時に指定する納入期限までに利用料を納入しなければならない。

(貸付条件)

第11条 代表理事は、貸付にあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第9条の規定による利用料のほか、計測器の使用に係る経費を負担すること。
- (2) 使用責任者を定め、計測器を善良に使用、保管する等の現状維持の義務を負うこと。
- (3) 計測器の使用に際し、使用責任者は破損や故障の有無を確認すること。
- (4) 計測器の改造及びソフトウェアの更新・追加等、現状を変更してはならない。
- (5) 計測器は、転貸してはならない。
- (6) 計測器は、申請した用途以外に用いてはならない。
- (7) 計測器は、雨天時に使用してはならない。

(計測器の搬送及び返送)

第12条 申請書に記載された使用場所までの計測器の搬送については公社から着払いにて行ない、返送については申請者または協議者が行なうものとする。

2 前項に要する一切の費用は申請者または協議者の負担とする。

(申請者の賠償責任)

第13条 申請者または協議者は、計測器の貸付期間中に次の各号に該当することが生じた場合には、直ちにその程度及び理由を代表理事に報告し、代表理事の指示に従い修繕等を行なうものとする。

- (1) 事故を起こしたとき。
- (2) 計測器が盗難にあったとき。
- (3) 計測器を滅失させたとき。
- (4) 計測器を破損したとき。

2 前項による損害については、申請者または協議者が損害額等を負担するものとする。ただし、公社が加入している保険の給付対象となる場合は、損害額等と保険金の差額を負担するものとする。

(第三者に対する損害等)

第14条 申請者または協議者が、計測器の貸付期間中において事故その他により第三者に損害を与えた場合は、すべて申請者または協議者の責任において処理するとともに、代表理事に速やかに報告しなければならない。

(貸付の取り消し、返還)

第15条 代表理事は、次の各号に該当するときは貸付期間内でも計測器の使用承認を取り消し、計測器の返還をさせることができる。

- (1) 申請書に虚偽があったとき
- (2) この要領に定めた事項に違反したとき
- (3) その他申請者または協議者に貸付不相当と認められる行為のあったとき

(使用実績の報告)

第16条 申請者または協議者は、計測器の貸付期間終了後、速やかに計測器の使用実績報告書(別記第5号様式)を作成し、代表理事に提出しなければならない。

(記録の整備)

第17条 管理責任者は、計測器の使用状況を把握するために、計測器貸付台帳(別記第6号様式)による貸付状況の記録を整備しなければならない。

附則

この要領は、令和 3年11月24日から施行する。

この一部改正は、令和 4年 3月 7日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区分	品名・型式等	数量	備考
計測器本体	AME-OL106 型 (OWL 本体)	1 台	
附属品	手元リモコン 360° カメラ (THETA SC) OWL Manager 起動用ハードウェア キー OWL 計測装置用 USB メモリ OWL 計測装置用バッテリー OWL 計測装置用バッテリー専用 充電器 OWL 計測装置用キャリングケース 専用一脚 (バッテリーベース付き) フォーク 専用一脚用ケース 高反射テープ データ解析用ノート型パソコン ノート型パソコン用充電器 USB 接続有線マウス 取扱説明書 装置編・運用編・OWL Manager 編	1 個 1 台 1 個 1 個 2 個 1 台 1 個 1 本 1 個 1 個 1 個 1 台 1 台 1 個 1 冊	予備 1 個含む  電源コード含む  50m 巻  電源コード含む

別表2 (第9条関係)

区分	品名・型式等	基本使用料 (税込)
計測器本体・ 附属品	別表1の計測器本体及び 附属品1式	14,300 円

※上記は1回あたりの基本使用料。20日間未満の1日単位での貸し付けの場合は、1日あたり3,300円(税込)とする。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）使用（申請・協議）書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社  
代表理事様

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者名 印

下記のとおり地上レーザースキャナ OWL（アウル）を使用したいので、公益社団法人新潟県農林公社  
地上レーザースキャナ OWL（アウル）貸付要領第5条の規定により申請（協議）します。

記

1 使用目的

2 使用内容

※使用日、対象者、参加人数は研修等で使用の場合のみ記載する。

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受希望期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

3 使用責任者氏名

4 希望する配送方法（ 宅郵便 ・ 公社まで直接引き取りに来る ）

5 添付資料

注1) 使用目的は、目的を簡潔に記載すること。また、研修計画等に記載されている場合は、  
『別添「〇〇計画」記載のとおり』と記載すること。

注2) 使用計画や研修計画または研修案内等を作成済みの場合は、添付資料名を記載し写しを添付  
すること。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）使用承認書

新農林公第 号  
令和 年 月 日

《申請事業体》

《申請事業体代表者》 様

公益社団法人新潟県農林公社  
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日付で（申請・協議）のあった地上レーザースキャナ OWL（アウル）の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 貸付内容

品名・型式等	貸付期間	利用料
計測器本体及び附属品1式	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

2 引渡し

- 引渡日：令和 年 月 日
- 引渡場所：

3 貸付条件

- 第9条の規定による利用料のほか、計測器の使用に係る経費を負担すること。
- 使用責任者を定め、計測器を善良に使用、保管する等の現状維持の義務を負うこと。
- 計測器の使用に際し、使用責任者は破損や故障の有無を確認すること。
- 計測器の改造及びソフトウェアの更新・追加等、現状を変更してはならない。
- 計測器は、転貸してはならない。
- 計測器は、申請した用途以外に用いてはならない。
- 計測器は、雨天時に使用してはならない。

注) 計測器の使用に当たっては、計測器の取扱説明書に基づき適正に使用し、万一故障、破損した場合は、代表理事に報告のうえ、指示に従い申請者（協議者）で修理してください。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）使用変更（申請・協議）書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社  
代表 理 事 様

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者名 印

令和 年 月 日付け新農林公第 号で承認のあった地上レーザースキャナ OWL（アウル）の使用について、下記のとおり変更したいので、公益社団法人新潟県農林公社 地上レーザースキャナ OWL（アウル）貸付要領第7条の規定により（申請・協議）します。

記

1 変更前

(1) 使用目的

(2) 使用内容

※使用日、対象者、参加人数は研修等で使用の場合のみ記載する。

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(3) 使用責任者氏名

2 変更後

(1) 使用目的

(2) 使用内容

※使用日、対象者、参加人数は研修等で使用の場合のみ記載する。

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(3) 使用責任者氏名

3 変更理由

注) 変更後の使用計画や研修計画等を作成済みの場合は、写しを添付すること。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）使用変更承認書

新農林公第 号  
令和 年 月 日

《申請事業体》

《申請事業体代表者》 様

公益社団法人新潟県農林公社  
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日付けで変更（申請・協議）のあった地上レーザースキャナ OWL（アウル）の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 貸付内容

品名・型式等	貸付期間	利用料
計測器本体及び附属品1式	令和 年 月 日	
	～ 令和 年 月 日	

2 引渡し

(1) 引渡日：令和 年 月 日

(2) 引渡場所：

3 貸付条件

- (1) 第9条の規定による利用料のほか、計測器の使用に係る経費を負担すること。
- (2) 使用責任者を定め、計測器を善良に使用、保管する等の現状維持の義務を負うこと。
- (3) 計測器の使用に際し、使用責任者は破損や故障の有無を確認すること。
- (4) 計測器の改造及びソフトウェアの更新・追加等、現状を変更してはならない。
- (5) 計測器は、転貸してはならない。
- (6) 計測器は、申請した用途以外に用いてはならない。
- (7) 計測器は、雨天時に使用してはならない。

注) 計測器の使用に当たっては、計測器の取扱説明書に基づき適正に使用し、万一故障、破損した場合は、代表理事に報告のうえ、指示に従い申請者（協議者）で修理してください。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）使用実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社  
代表理事様

（申請者）  
住 所  
名 称  
代表者名

印

令和 年 月 日付け新農林公第 号により使用承認通知のあった地上レーザースキャナ OWL（アウル）について、使用が終了したので公益社団法人新潟県農林公社 地上レーザースキャナ OWL（アウル）貸付要領第16条の規定により、その実績を報告します。

記

1 使用実績

※使用日、対象者、参加人数は研修等で使用の場合のみ記載する。

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
		( )		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		( )		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

参加人数のうち、実際に計測器を使用した人数がわかる場合は、( )に記入すること。

2 添付資料（使用状況写真等）

注) 添付資料として、使用状況及び管理状況がわかる写真等を添付すること。

地上レーザースキャナ OWL（アウル）貸付台帳

整理 番号	借受者（使用者）			貸付期間	参加人数 （使用人数）	利用料	備考
	借受者名	住所	使用責任者				
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			

注）備考欄には、不具合や修理状況等を記載すること。